

議員提出議案第 2 号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 20 日

提出者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	福田茂樹
賛成者	三朝町議会議員	香川和久
賛成者	三朝町議会議員	知久馬二三子
賛成者	三朝町議会議員	平井満博
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和 62 年三朝町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
（委員の選任） 第 6 条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。<u>ただし、閉会中において、補欠選挙により当選した議員（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、議長が指名することができる。</u> 2～4 略	（委員の選任） 第 6 条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。 2～4 略

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。